様式第１（第２条関係）

第６表

（記載注意）

１　前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第１項（託送算定規則第30条第１項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。

２～８　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定小売供給約款の認可の申請） **第二十一条**　平成二十六年改正法附則第十八条第一項の規定による特定小売供給約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第十六の特定小売供給約款認可申請書に特定小売供給約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類 二　［略］ ２　平成二十六年改正法附則第十八条第一項の規定により特定小売供給約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の特定小売供給約款変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一・二　［略］ 三　第二十条第四号の事項の変更（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三十六条第一項に規定する賦課金の額（以下「賦課金額」という。）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「賦課金額のみの変更」という。）又は消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）をしようとする場合にあっては、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類 四　［略］	（特定小売供給約款の認可の申請） **第二十一条**　平成二十六年改正法附則第十八条第一項の規定による特定小売供給約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第十六の特定小売供給約款認可申請書に特定小売供給約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一から様式第八までの書類 二　［略］ ２　平成二十六年改正法附則第十八条第一項の規定により特定小売供給約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の特定小売供給約款変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一・二　［略］ 三　第二十条第四号の事項の変更（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三十六条第一項に規定する賦課金の額（以下「賦課金額」という。）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「賦課金額のみの変更」という。）又は消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）をしようとする場合にあっては、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一から様式第八まで（同令第二十二条第一項又は第三十七条第一項に規定する場合にあっては、同令様式第九から様式第十三まで、同令第二十三条第一項又は第三十八条第一項に規定する場合にあっては、同令様式第十四から様式第十七まで）の書類 四　［略］